

## 議第十四号議案

### 県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例

第一条 県議会議員の議員報酬等支給条例（昭和二十六年群馬県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「別表第二」の下に「及び別表第三」を加え、同条第二項中「別表第二」の下に「及び別表第三」を加え、「一般職の職員で行政職給料表の九級の職務にあるもの」を「県職員」に改める。

第五条第一項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第二項中「別表第二」の区分に従い宿泊料を「別表第三の区分に応じた宿泊費基準額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を宿泊費として」に改め、同条第三項中「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

第六条第二項を削る。

第七条第二項中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

一 議長

航空賃	船賃	鉄道賃	区分
運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額	運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額	運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額	運賃の上限額

二 副議長及び議員

区分	運賃の上限額
鉄道賃	運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額
船賃	運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額。ただし、運賃の等級が三階級以上に区分された船舶により移動する場合は、最上級の直近下位の級の運賃の額
航空賃	運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額。ただし、運賃の等級が三階級以上に区分された航空機により移動する場合は、最上級の直近下位の級の運賃の額

別表第三注一中「群馬県旅費支給規則（昭和三十八年群馬県規則第四十二号）第八条第一項第三号に規定する」を「県職員の例により計算する」に改め、同表を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条、第五条関係）

区分	宿泊費基準額
議長	国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二第一号又は第二号の表の区分に掲げる地域等の区分に応じてそれぞれこれらの表の内閣総理大臣等の欄により定められている宿泊費基準額
副議長及び議員	国家公務員等の旅費支給規程別表第二第一号又は第二号の表の区分に掲げる地域等の区分に応じてそれぞれこれらの表の指定職員等の欄により定められている宿泊費基準額

#### 附 則

- 1 この条例中第一条及び次項の規定は公布の日から、第一条及び附則第三項の規定は令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の県議会議員の議員報酬等支給条例第七条第二項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。
- 3 第一条の規定による改正後の県議会議員の議員報酬等支給条例（以下「改正後の条例」という。）第四条、第五条、第六条、別表第二及び別表第三の規定は、第

二条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に議長又はその委任を受けた者（以下「議長等」という。）が旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に議長等が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に議長等が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に議長等が当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

提案理由　期末手当の改正及び旅費制度の見直しを行おうとするものである。